

新潟県選挙管理委員会規程第17号

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年12月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県選挙事務取扱規程（昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（開票立会人を選任した場合の通知）</p> <p>第44条 市町村委員会若しくは開票管理者が法第62条第9項の規定により開票立会人を選任した場合の通知は、別記第38号様式に準じてしなければならない。</p> <p>第7号様式の3</p> <p>（略）</p> <p>次の者は、登録の際に登録されるべきでなかった者であるので、公職選挙法第28条第4号の規定により選挙人名簿から抹消した。</p> <p>（略）</p> <p>第38号様式</p> <p>（略）</p> <p>あなたを何年何月何日執行の何選挙における開票所の開票立会人に選任したので、公職選挙法第62条第9項の規定により通知しますから下記により参会してください。</p> <p>なお、開票立会人は、公職選挙法第62条第11項の規定により、正当な事由がなければその職を辞することができないことになっておりますので念のため申し添えます。</p> <p>（略）</p>	<p>（開票立会人を選任した場合の通知）</p> <p>第44条 市町村委員会若しくは開票管理者が法第62条第8項の規定により開票立会人を選任した場合の通知は、別記第38号様式に準じてしなければならない。</p> <p>第7号様式の3</p> <p>（略）</p> <p>次の者は、登録の際に登録されるべきでなかった者であるので、公職選挙法第28条第3号の規定により選挙人名簿から抹消した。</p> <p>（略）</p> <p>第38号様式</p> <p>（略）</p> <p>あなたを何年何月何日執行の何選挙における開票所の開票立会人に選任したので、公職選挙法第62条第8項の規定により通知しますから下記により参会してください。</p> <p>なお、開票立会人は、公職選挙法第62条第10項の規定により、正当な事由がなければその職を辞することができないことになっておりますので念のため申し添えます。</p> <p>（略）</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。